

令和3年度「インターネット被害未然防止講座」実施委託業務 仕様書

1 業務名

令和3年度「インターネット被害未然防止講座」実施委託業務

2 業務内容

(1) 講座の企画・立案

ア 参加者募集講座

(ア) 内容

受注者が会場を設定し、実施する。実施に当たっては、主にインターネット初心者に向けてチラシ・広報紙等を効果的に配布するなどして講座への参加の働きかけを行う。受講者の募集・広報に関する業務は受注者が行う。

なお、講座のテーマは下記(2)ア(ア)及び(イ)の7テーマを参考にして、消費者トラブルが多く発生しているものを選定することとする。

また、実施時期については参加者が集まりやすい時期を考慮し、設定することとする。

(イ) 回数

年間12回以上

※同一会場で複数回実施した場合は、実施回数は複数回として数える。

(ウ) 会場

年間において県内地域間で偏りがないう、政令市以外の地域も含めて実施する。なお、会場の使用に係る費用は受注者が負担する。

(エ) 実施形式

演習形式

(受講者が1人1台のパソコンを使用して、下記(2)アの教材を活用して疑似体験を行う等、インターネット初心者向けの適切な方法で実施する。)

(オ) 実施時間

1講座あたり2時間程度

イ 出前講座

(ア) 内容

小学生以上を対象として、学校や地域の団体等に出向いて実施する。実施に当たっては、チラシ・広報紙等を通じて広く実施団体を募集するとともに、申込者とテーマ及び下記(ウ)～(カ)等について調整する。

また、中学校、高等学校、専門学校・専修学校および短期大学・大学で実施する講座においては、申込者と調整のうえ、成年年齢引下げを見据えた若年層への消費者教育充実のために、可能な限り、下記(2)ア(カ)、(ク)又は(ケ)の資料を活用した内容とする。

(イ) 回数

年間40回以上

(ウ) 会場

申込者の希望する会場

(エ) 実施形式

申込者の要望や会場設備に応じて、演習形式または座学形式（プロジェクターで全受講者に投影する等により行う。）を選択する。なお、申込者がパソコン等機材を用意できる場合は、使用できるものとする。

(オ) 実施時間

申込者の要望に応じて1～2時間程度

(カ) オンライン形式による実施

上記（ア）及び（エ）に関わらず、申込者がライブ配信によるオンライン形式の講座（座学形式に限る）実施を希望する場合には、Web会議ツールを利用できるPC等の機材、ネットワークの準備及び受講者へのフォロー等は申込者が行うものとする。また、受注者は、申込者が募集した受講対象者に限定した受講体制が確保されていることを確認して講座を実施するものとする。

(2) 講座内容の立案

ア 使用するDVD教材・リーフレット・冊子

発注者が用意する下記のDVD教材、リーフレット又は冊子のいずれかを必要に応じて使用することができる。なお、この他に使用する教材等については、発注者と協議して決定する。

(ア) DVD教材「インターネットの危ない世界—君も体験！サイバーの罠—」（対象：中学生以上）

5テーマ（占いサイト、ワンクリック請求、出会い系サイト、ネットショッピング①、オンラインゲーム①）

(イ) DVD教材「インターネットの危ない世界 PART2 —君も体験！スマートフォン・タブレット編—」（対象：中学生以上）

4テーマ（スマートフォン、SNS、オンラインゲーム②、ネットショッピング②）

(ウ) リーフレット「インターネットの危ない世界」PART2（対象：中学生以上）

(エ) リーフレット「ネット世界の歩き方」（対象：小学生）

(オ) リーフレット「うちの子、大丈夫？子どものネット世界は保護者が守る！」
（対象：小学生の保護者）

(カ) リーフレット 「契約のきりふだ 若者編」

(キ) リーフレット 「契約のきりふだ 高齢者編」

(ク) 冊子 高校生用消費者教育資料「JUMP UP 消費者力を身につけよう！」

(ケ) 冊子 中学生用消費者教育資料「STEP UP かしこい消費者になろう！」

※上記（ア）及び（イ）のDVDの動作確認済みの環境

- ・OS：Windows 10以降
- ・アプリケーション：Internet Explorer11.0以上、又はGOOGLE CHROME 最新版
Adobe Reader最新版
- ・画像解像度：1024×768以上
- ・CPU：Intel Core i5（2.40GHz）又は同等以上の性能
- ・メモリ：2GB以上

イ 講座内容・講座実施時の留意点

- （ア）スマートフォンなど最新の情報端末を使用した、インターネット接続に関する注意喚起を講座に含める。
- （イ）インターネットトラブルの対処方法の例として、消費生活相談窓口の案内を盛り込む。
- （ウ）質疑の時間を設ける。
- （エ）具体的な消費者トラブルの質問が受講者から出た場合は、消費生活センターなど専門相談機関を案内する。
- （オ）進行については、受講者の知識・経験を配慮する。
- （カ）上記により講座内容を立案し、事前に発注者と協議する。

（3）講師・機材・配布資料の手配

ア 講師

- （ア）各講座において、講師1名並びに講座運営及び受講者のサポートを行うアシスタントを1名以上配置する。
- （イ）講師は、インターネットに関する専門性及び消費者問題に関する基礎的な知識を持つ者とする。また、アシスタントは、教材の操作を把握している者とする。

イ 機材

- （ア）演習形式の講座では、パソコンを受講者の人数分用意する。
- （イ）講師用のマイク・パソコン及びプロジェクターを用意する。
- （ウ）機材の使用・運搬・設置に係る費用については受注者の負担とする。

（4）当日の運営

講座の実施に当たっては、受講者の受付、パソコン操作のサポート、資料の配布、回収等を行う。また、事前に申込者へ「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組（チェックリスト）」を示し、取組み内容を遵守しての開催の協力を得たうえで講座を実施すること。なお、参加者募集講座については参加者を対象として、出前講座は主催者を対象としてアンケートを実施する。

（5）報告

- ア 講座実施後には、速やかに受講者数・受講者の反応・今後の改善点などを記した令和3年度「インターネット被害未然防止講座」報告書（第1号様式）及びアンケートの集

計結果を、発注者に電子データで送付する。また、アンケートの原本を郵送または手渡しで発注者に提出する。

イ 受注者、講座申込者又は受講者の中から、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は、感染したおそれがある者が発生した場合は、ただちに所管の保健所に報告するとともに、発注者に報告すること。

ウ 受注者は、業務完了後速やかに事業実施報告書(第2号様式)および事業収支計算書(第3号様式)を発注者に提出する。提出方法の詳細については発注者の指示に従うこと。

3 委託期間

令和3年4月1日(木)から令和4年3月15日(火)まで

4 その他

- (1) この仕様書の内容に明記されていない事項で委託内容の実施に必要な事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。
- (2) 県施設内の会議室の確保、県媒体による講座の広報については可能な範囲で発注者が協力する。
- (3) 参加者募集講座及び出前講座の募集については、県のホームページ等からも行う。
- (4) 講座の実施先については、発注者と協議の上で決定する。
- (5) 機材等の使用については消費電力量に留意し、また使用後にコンセントを抜くなど漏電等が発生しないように配慮し、事故がないようにする。